

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成24年6月26日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 須藤 光一
(Koichi Sudo, Director)
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島, KY1 - 1104, グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス, 私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
同 大西 信治
同 柳 祥代
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
(Nomura Fund Select -
World High Dividend Yield Stock Premium)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
当初募集期間
米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル（約7,892億円）を上限とします。
豪ドルクラス：100億オーストラリアドル（約7,654億円）を上限とします。
継続募集期間
米ドルクラス：100億アメリカ合衆国ドル（約7,892億円）を上限とします。
豪ドルクラス：100億オーストラリアドル（約7,654億円）を上限とします。
(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成24年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=78.92円および1豪ドル=76.54円によります。
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ノムラ・ファンド・セレクト -
ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム
(Nomura Fund Select -
World High Dividend Yield Stock Premium)

(注1) ノムラ・ファンド・セレクト - ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム(以下「ファンド」といいます。)は、アンブレラ・ファンドであるノムラ・ファンド・セレクト(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託(シリーズ・トラスト)を設定できる仕組みです。2012年6月26日現在、トラストは、ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一つないし複数のクラスで構成されます。2012年6月26日現在のファンドのクラスは、米ドルクラスおよび豪ドルクラスがあります。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「ノムラ・ファンド・セレクト」を省略することがあります。また、ファンドを「野村グローバル高配当株プレミアム」または「高配当株プレミアム」と称することがあります。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(Global Funds Trust Company)(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初募集期間

米ドルクラス: 100億アメリカ合衆国ドル(約7,892億円)を上限とします。

豪ドルクラス: 100億オーストラリアドル(約7,654億円)を上限とします。

継続募集期間

米ドルクラス: 100億アメリカ合衆国ドル(約7,892億円)を上限とします。

豪ドルクラス: 100億オーストラリアドル(約7,654億円)を上限とします。

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリアドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、平成24年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=78.92円および1豪ドル=76.54円によります。

(注2) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

当初募集期間

米ドルクラス: 10.00米ドル

豪ドルクラス: 10.00豪ドル

継続募集期間

申込日(ファンド営業日)の翌国内営業日に判明する1口当たり純資産価格

(注) 「ファンド営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルグ、ニューヨークおよびシドニーの銀行営業日(毎年12月24日を除きます。)であり、かつニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびオーストラリア証券取引所の営業日であり、かつ日本の販売会社の営業日である日、および/または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日をいいます。

(5) 【申込手数料】

4.20% (税込)

(6) 【申込単位】

100口以上 1口単位

(7) 【申込期間】

当初募集期間

平成24年7月12日(木曜日)から平成24年7月25日(水曜日)まで

継続募集期間

平成24年7月31日(火曜日)から平成25年8月16日(金曜日)まで

(注) 当初募集期間の最終日につきましては、午後5時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、お申込み受付分とします。

(8) 【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(以下「販売会社」という場合があります。)

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

当初募集期間

投資者は、平成24年7月30日(月曜日)までに販売会社に申込金額を支払います。

申込金額の総額は、保管会社であるノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーが開設したファンドの口座に平成24年7月31日(火曜日)までにそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

継続募集期間

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(通常、申込日の日本における翌営業日)(以下「約定日」といいます。) から起算して日本での5営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとします。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、申込日から起算して6ファンド営業日以内の日に保管会社が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成24年6月22日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

申込金額の総額は、販売会社により平成24年7月31日までに保管会社が開設したファンドの口座にそれぞれのクラスの通貨で払い込まれます。

(二) 日本以外の地域における発行
該当事項ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ノムラ・ファンド・セレクトは、最初のシリーズ・トラストである「ワールド・ハイ・ディビデンド・イールド・ストック・プレミアム」により構成され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に準拠するアンブレラ・ユニット・トラストとして、受託会社であるマスター・トラスト・カンパニーと管理会社であるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーとの間で締結された2012年6月8日付基本信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」と総称します。）により設立されました。受託会社および管理会社は、信託証書の規定に基づき、トラストの資産および管理に関する全般的な権限および責任を有します。

信託証書は、それぞれがシリーズ・トラストという個別のユニット・トラストを随時設定するための枠組みを定めています。各シリーズ・トラストは、それぞれ個別の異なる投資目的および投資方針を有し、一または複数の受益証券のクラスを設定することができます。

受託会社および管理会社は、いつでも追加のシリーズ・トラストを設定することができます。新たなシリーズ・トラストが設定される場合、当該シリーズ・トラストに関して新たな英文目論見書の補遺が発行されます。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることです。

ファンドは、主にノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドV - グローバル・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアム（以下「マルチ・マネージャー・ファンド」といいます。）の米ドルクラスに投資することにより、その目的の達成を目指します。

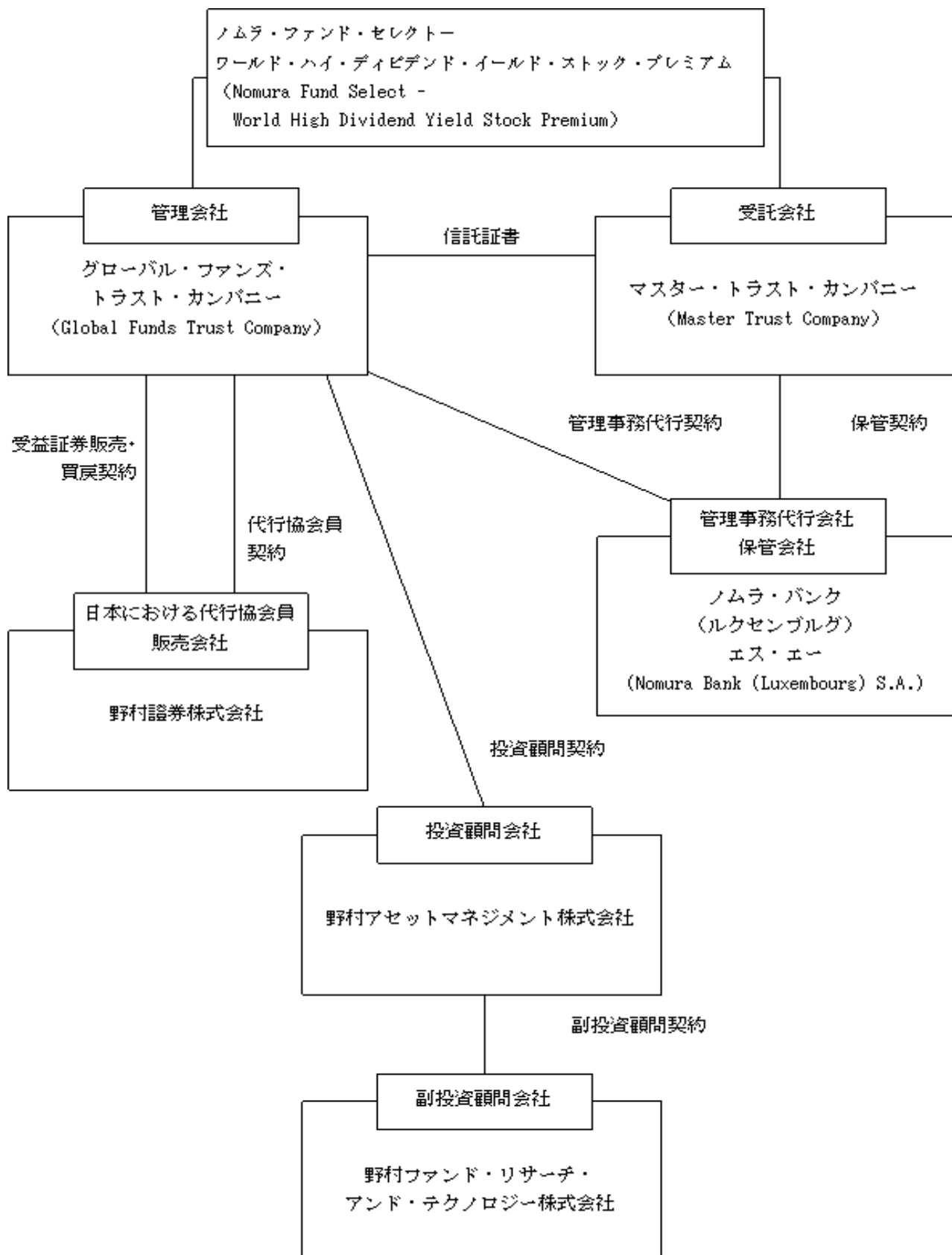
ファンドには、米ドルクラス（米ドル建て）と豪ドルクラス（豪ドル建て）の2クラスがあります。

(2)【ファンドの沿革】

1998年2月27日	管理会社の設立
2012年6月8日	信託証書の締結
2012年7月12日	ファンド証券の日本における募集開始
2012年7月31日	ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)	管理会社	2012年6月8日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
マスター・トラスト・カンパニー (Master Trust Company)	受託会社	2012年6月8日付で信託証書を管理会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	管理事務代行会社 保管会社	2012年6月8日に管理会社との間で管理事務代行契約 ^(注1) を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2012年6月8日に受託会社との間で保管契約 ^(注2) を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資顧問会社	2012年6月8日に管理会社との間で投資顧問契約 ^(注3) を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	副投資顧問会社	2012年6月8日に、投資顧問会社との間で、副投資顧問契約 ^(注4) を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資顧問業務の提供について規定しています。
野村証券株式会社	代行協会員 販売会社	2012年6月22日付で管理会社との間で代行協会員契約 ^(注5) を締結し、2012年6月22日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約 ^(注6) を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

(注4) 副投資顧問契約とは、副投資顧問会社が、投資顧問会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資顧問業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資顧問業務を提供することを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

() 資本金の額

2012年4月末日現在の資本金の額は500,000ユーロです。

定款およびケイマン諸島会社法(2011年改訂)に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

() 会社の沿革

1998年2月27日設立

() 大株主の状況

(2012年4月末日現在)

名称	所在地	所有株式数	比率
ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスベリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	50,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)(以下「信託法」といいます。)が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2009年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)の規制も受けます。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除きます。)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

(c) 一般投資家向け投資信託(日本)規則

一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻し中止の条件、監査人の選任等が含まれます。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または英文目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資者に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には、ミューチュアル・ファンド規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込む必要があります。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(a) ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
 - ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行し、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしていること。
 - ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行することを意図していること。
 - ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法(2011年改訂)、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。
- ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年11月17日に終了します。第1会計年度は2012年11月17日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から180日以内に受益者に送付されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等が行われる場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科されることがあるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行し、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託(ファンドのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合)がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行し、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)も行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることです。

ファンドは、主にマルチ・マネージャー・ファンドの米ドルクラスに投資することにより、その目的の達成を目指します。

副投資顧問会社は、マルチ・マネージャー・ファンドを監視し、投資顧問会社に対して助言を与えます。

マルチ・マネージャー・ファンド

マルチ・マネージャー・ファンドは、ケイマン諸島の投資信託です。マルチ・マネージャー・ファンドは、2011年12月19日付、2012年1月4日および2012年6月13日付修正証書により修正された2011年10月17日付補遺信託証書により設立されたノムラ・マルチ・マネージャーズのシリーズ・トラストです。

ファンドは、マルチ・マネージャー・ファンドの米ドルクラスに投資します。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の着実な成長を図ることです。マルチ・マネージャー・ファンドは、原則として世界の高配当利回り株式(以下「高配当株」といいます。)に投資することにより、この目的の達成を目指します。

高配当株への投資に加えて、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、さらなる収益の獲得を目指すために「株式プレミアム戦略」を活用します。オプションのプレミアム収入を獲得するためにファンドが保有する銘柄にかかるコール・オプションを売却することにより、この戦略を活用します。

<一般的なコール・オプションとは>

・コール・オプションとは、ある特定の商品(株式など)を将来のある期日(満期日など)に、あらかじめ決められた特定の価格(=権利行使価格)で買う権利を売買する取引のことです。

・取引開始日に、コール・オプションの買い手は、その対価として、コール・オプションの売り手にプレミアムを支払います。

・買い手は満期日に権利を行使して、当該商品を権利行使価格で手に入れることができます。一方、売り手はこの権利行使に応じる必要があります。商品の受渡しによる決済のほか、現金による決済もあります。

・株価水準や株価変動率が上昇すること等が、コール・オプションの評価値の上昇要因となります。なお、コール・オプションの売却を行う場合には、コール・オプションの評価値の上昇は、損失を被る要因となります。

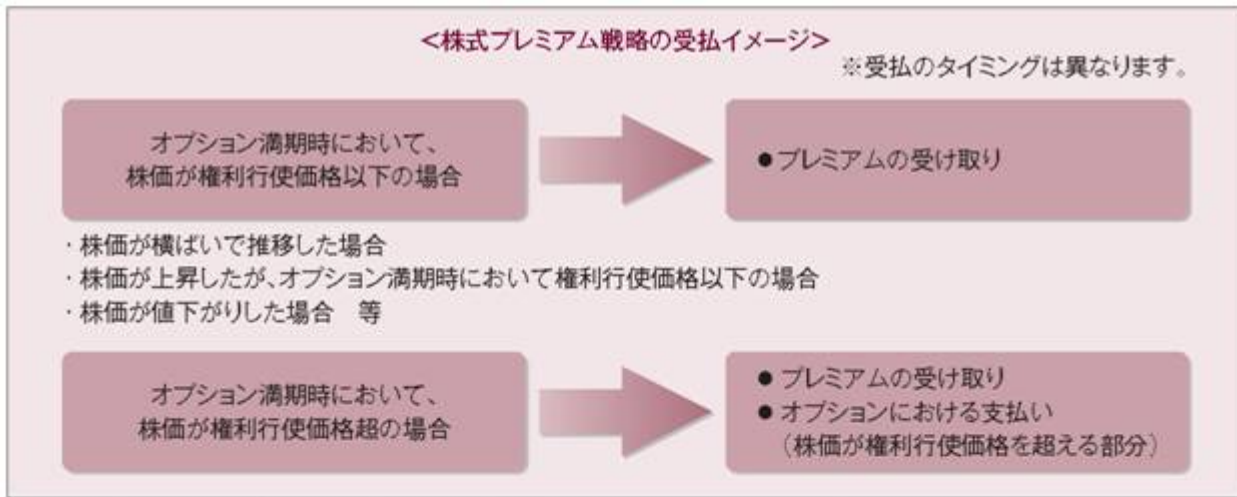
※上記は、コール・オプションのすべてを説明したものではありません。また、当てはまらない場合もあります。

- ・マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、市場環境およびその他の関連する要素を考慮し、それぞれ異なるタイミングで各コール・オプションの売却等を行います。
- ・マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、原則として、保有銘柄の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。この場合、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、マルチ・マネージャー・ファンドが投資する株式の株数の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。
- ・マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、同一の銘柄に対し条件の異なる複数のコール・オプションを売却する場合があります。
- ・マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、各コール・オプションの満期時において、再度コール・オプションを売却する場合があります。この場合、コール・オプション条件がもとのオプションとは異なります。
- ・マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、権利行使が満期日のみに限定されているオプションを通常利用しません。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、市場環境に応じて、個別のコール・オプションの売り以外の様々なオプション取引戦略を活用する場合があります。

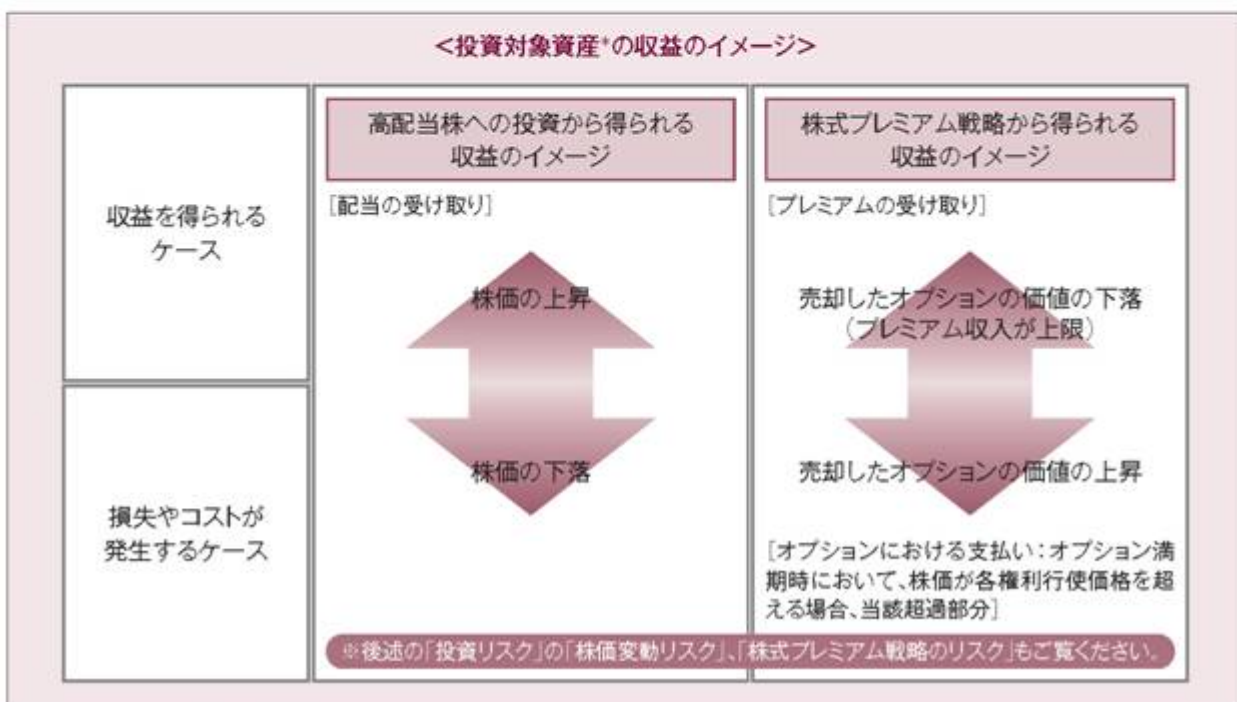
株式プレミアム戦略によってさらなる収益の獲得を目指しますが、株価が権利行使価格を上回って値上がりした局面では、マルチ・マネージャー・ファンドが(プレミアム収入を獲得するために)株価の上昇による収益のすべてを得る機会を放棄しているため、当該戦略によって収益機会が限定されます。

マルチ・マネージャー・ファンドの資産は、債務証券、優先出資証券、デリバティブ(上場先物、株価オプション、為替オプション、為替スワップ、金利スワップ、為替先渡取引、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)等)に投資される場合も、銀行に預けられる場合もあります。



※上記は当ファンド全体の損益を示したものではありません。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。なお、換金（買戻し）等に伴い株式プレミアム戦略を解消する等の場合はこの限りではありません。

※株価の上昇／下落にかかわらずオプションのプレミアム収入を獲得することができます。一方で、株価が権利行使価格を超えて値上がりした局面では、株価の上昇による収益の一部を享受できない場合があります。



*投資対象資産には、非米ドル建て資産にかかる対米ドルでの為替ヘッジ取引が含まれます。

高配当株を、上場市場、登録国、発行体の所在地、通貨などから、「米州」、「欧州」、「アジア・太平洋」の3つの地域に属する株式に分類します。各地域の株式への投資比率は、原則として、下記の通りとします。

地域名	米州	欧州	アジア・太平洋
投資比率	純資産の 25～50%	純資産の 25～50%	純資産の 25～50%

※上記の投資比率は、市場環境によって、見直す場合があります。

マルチ・マネージャー・ファンドの受託会社は、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社として野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社を任命し、共同投資顧問会社として野村アセットマネジメント株式会社を任命しています。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する一社以上のマネージャー（以下「ファンド・マネージャー」といいます。）を選定し、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率を決定します。選定された各ファンド・マネージャーは、彼らが運用するアカウントに投資顧問業務を提供する上での、経済合理的な注意義務および善管注意義務を、マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社に対して負うものとします。

ファンド・マネージャーの選定にあたっては、独自の定性評価を使用し、高配当株の運用において優れていると思われる運用会社を一社以上選定します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンドの投資リスクを監視します。マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、ファンド・マネージャーが運用する信託財産の配分比率の変更、既存のファンド・マネージャーの解任、入替を随時行うことができます。

ファンド・マネージャー	主な担当地域
野村アセットマネジメント株式会社	アジア・太平洋
BlackRock Investment Management, LLC	米州
Schroder Investment Management Limited	欧州
Colonial First State Asset Management (Australia) Limited	アジア・太平洋

為替ヘッジ取引および共通ポートフォリオ

投資顧問会社は、豪ドルについて、ファンドのために一定の為替ヘッジ取引を行います。

豪ドルクラスの資産は米ドルに転換され、米ドルクラスの資産と合わせて一つのプール（以下「共通ポートフォリオ」といいます。）において運用されます。この共通ポートフォリオは2つに分かれており、各クラスの純資産総額に応じてそれぞれのクラスに帰属しています。

さらに、豪ドルクラスについては、以下のように、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約が締結されます。

為替先渡契約：通常、豪ドルクラスに帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ帰属する為替ヘッジ取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入します。

豪ドルクラスは、為替先渡取引を利用することで、為替ヘッジ取引の利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もあります。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、かかる為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まります。米ドル金利が、当該為替ヘッジ取引における通貨の金利よりも低い場合には、当該クラスの受益証券は、為替ヘッジ取引による利益を得ることが期待されます。

ファンドは、一時的かつ防衛的手段として、またはファンドの受益証券の買戻代金の支払いのための引当て、もしくは為替の実現損に備えて、現金および銀行預金を保有し、また信用力の高い短期金融商品（財務省証券、預金証書および/またはコマーシャル・ペーパー等）に投資することがあります。

ファンドは、NDF、および/または、投資顧問会社が受託会社の事前の承諾を得た上でファンドの効率的なポートフォリオ運用のために必要でありファンドの投資方針に合致すると判断したその他のデリバティブを用いることができます。また、ファンドは、貸株、買戻権付き売却、レボ取引およびリバース・レボ取引などの手法を用いることができます。

ファンドの資産を投資した国において、金融危機、デフォルト（債務不履行）、政策の著しい変更、新たな規制の導入、資本の整理統合、自然災害、クーデター、国家体制の重大な変更、戦争の勃発などの異常な市場環境においては、上記の投資方針を維持できない可能性があります。

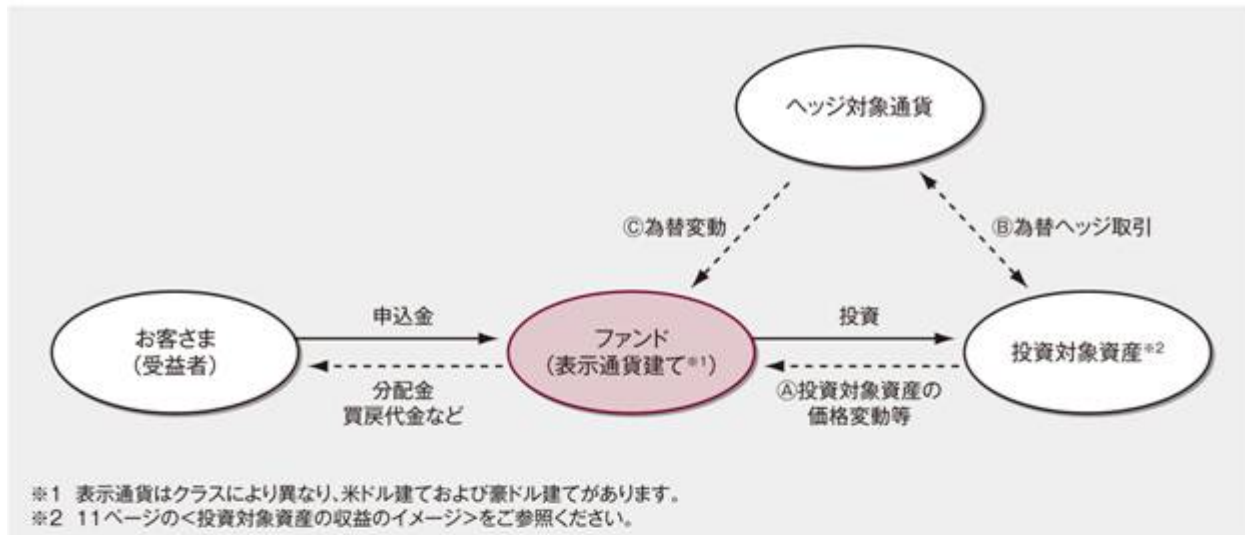
上記の投資方針は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することにより（受益者が承認した場合はこの限りではありません。）、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

ファンドがその投資目的を達成できるとの保証も、多額の損失を回避できるとの保証もありません。

ファンドの投資対象資産およびその純資産価格は、市場環境により変動します。

ファンドの収益のイメージ

- ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ取引を行う投資信託です。



- 収益源としては、以下の要素が挙げられます。(括弧内は、損失の発生要因やコストを表します。)

● 米ドルクラス(米ドル建て)



● 豪ドルクラス(豪ドル建て)



豪ドルクラス(豪ドル建て)は、ヘッジ対象通貨(選択した通貨)とファンドの表示通貨は同一ですが、投資対象資産に対して豪ドルで為替ヘッジを行います。

収益を得られるケース	投資対象資産価値の上昇	ヘッジ対象通貨* > 米ドルの短期金利 ヘッジプレミアムの発生	表示通貨に対してヘッジ対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	投資対象資産価値の下落	ヘッジコストの発生 ヘッジ対象通貨* < 米ドルの短期金利 *ヘッジ対象通貨 豪ドルクラス……………豪ドル	為替差損の発生 表示通貨に対してヘッジ対象通貨安

*ファンドでは、これに該当するクラスはありません。

- 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。
- 上図はイメージであり、投資成果を示唆または保証するものではありません。
- ファンドは外貨建てとなっていますので、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

(2)【投資対象】

ファンドは、ケイマン籍の投資信託であるノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - グローバル・ハイ・ディビデンド・エクイティ・プレミアムを主な投資対象とします。

(3)【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、野村アセットマネジメント株式会社(以下「野村アセットマネジメント」といいます。)をファンドの投資顧問会社に任命しており、野村アセットマネジメントはその裁量によりファンド資産の運用などを行います。野村アセットマネジメントは、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命しており、同社はマルチ・マネージャー・ファンドを監視し、ファンドの投資顧問会社である野村アセットマネジメントに助言を与えます。

野村アセットマネジメントは、日本において先駆的な投資顧問会社であり、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています。

野村アセットマネジメントは、日本国内および海外の多様な投資家に投資助言、資産運用およびその他関連サービスを提供しています。2012年3月末日時点において、野村アセットマネジメントの運用資産の総額は、国内外における株式および債券を含め約25兆2,713億円です。

上記の運用体制は2012年5月末日現在のものであり、随時変更されます。

(4)【分配方針】

管理会社は、分配可能なファンドの投資収益および実現キャピタル・ゲインを支払原資として、各受益者が保有する米ドルクラスまたは豪ドルクラス受益証券の口数に応じて、投資顧問会社と協議した上で随時分配を行うことができます。管理会社は、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、投資顧問会社と協議の上でファンドの未実現キャピタル・ゲインまたは元本を支払原資として分配を行うことができます。

管理会社は、2012年9月より、毎月15日(以下「分配基準日」といいます。)時点の受益者に対して分配を行うことを予定しています。分配基準日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行われます。

分配は、分配基準日において登録簿に名前が登録されている受益者に対して行われます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

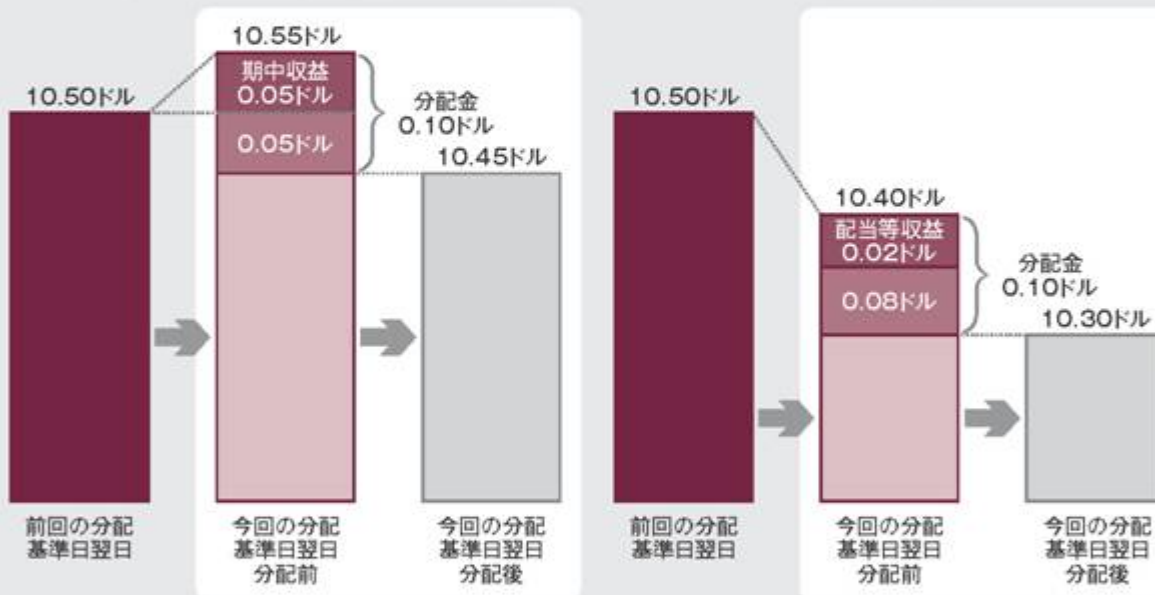


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン)を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係(イメージ)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合)

(前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合)



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(5)【投資制限】

投資制限

ファンドは、その資産の投資に関して、以下の投資制限に従います。

1. ファンドの資産総額の50%以上を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの運用開始直後、大量の買戻請求が予想される場合または管理会社が回避不能なその他の状況が発生した場合を除きます。
2. ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。
3. 証券の空売りを行うことは禁止されます。

さらに、投資顧問会社は、日本証券業協会の規則の下で以下の投資制限に従います。

4. ファンドによる借入れは、以下の「借入方針」に沿ったものを除いて禁止されます。
5. 管理会社が運用するすべての投資ファンド合計で一発行会社の議決権の50%以上を取得することはできません。
6. ファンドの純資産総額の15%を超えて流動性に欠ける資産に投資を行うことはできません。ただし、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産に投資する際に価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除きます。
7. 受託会社、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のための取引等の受益者保護に反するまたはファンドの資産の適正な運用を害する取引は禁止されます。

管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しない、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課すことができます。

これらの投資制限は、受益者の最善の利益になると考えられる場合、10ファンド営業日前までに受益者に対して通知することにより(受益者が承認した場合はこの限りではありません。)、投資顧問会社と協議した上で、管理会社が随時修正する場合があります。

借入方針

残存借入総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合を除きます。

3【投資リスク】

リスク要因

市場崩壊リスク

金融市場が深刻な崩壊状態にあり、かつその崩壊から回復する方法、時期について実質的に予測不能であること(当該市場に対する政府の介入についての、その効果が読めないことなど)が、高配当株の価格、株価変動、流動性に対して多大な悪影響を与える可能性があります。

為替ヘッジリスク

投資顧問会社は、豪ドルクラスの為替ヘッジのために、為替先渡取引などのデリバティブを利用します。こうしたデリバティブには、いくつかのリスクがあります。デリバティブは、その他の投資と比べて、より早くより効果的にリスクに対するエクスポージャーを増減することを可能とします。一般的に、デリバティブは値動きが大きく、以下のような重大なリスクを伴います。

信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方が、ファンドに対する債務を履行できなくなるリスクをいいます。

為替リスク

投資対象の価値に悪影響を与える為替変動のリスクをいいます。豪ドルクラスに関して行われる為替ヘッジ取引により、米ドルの為替リスクはヘッジされます。

レバレッジ・リスク

市場の小さい動きが、大きく価値を変動させるような投資戦略のリスクをいいます。レバレッジを使う投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。

流動性リスク

売り手が売却したい時期に、または売り手が妥当であると考える価格で、売却することが困難または不可能になるリスクをいいます。

株式プレミアム戦略のリスク

投資顧問会社は、マルチ・マネージャー・ファンドへの投資を通じて、高配当株に投資し、また、当該株式に関するコール・オプションを売却します。このため、ファンドは、権利行使価格以上の値上がり益を放棄することになり、ファンドの投資成果は当該株式のみに投資した場合と比較して劣後する場合があります。

ファンドの投資成果が株式市場または関連するインデックスの動きに対して劣後する場合があります。

株式プレミアム戦略において、株価変動率の上昇などの市場環境の変化によるオプション価格の上昇が損失の要因となり、共通ポートフォリオの純資産価格を下落させ、結果として、米ドルクラス、豪ドルクラスの純資産価格を下落させるおそれがあります。

株式プレミアム戦略において、満期日に再度コール・オプションを売却した場合のその後の利益は最大でも、新たな権利行使価格の水準までに限定されます。従って、株価下落時に株式プレミアム戦略を再構築した場合、株価が当初の株価まで回復した場合でも、純資産価格は当初の水準まで戻らない可能性があります。

買戻しに伴い株式プレミアム戦略におけるコール・オプション取引を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、ファンドにおいてコストが発生し、純資産価格は下落するおそれがあります。

マルチ・マネージャー・ファンドに関するリスク

マルチ・マネージャー・ファンドの投資戦略に関連するリスクは以下の通りです。

ファンド・マネージャーの解任、追加または配分の変更をする場合に、マルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額に占める高配当株への投資比率が一時的に減少する可能性があります。

マルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額が大きく減少した場合、十分な数のファンド・マネージャーを選択することが困難になります。

ファンド・マネージャー毎に投資判断を行うため、あるファンド・マネージャーが売却した株式を同時またはほぼ同時に他のファンド・マネージャーが購入する可能性があります。その場合、これらの注文は内部的に相殺されることはなく、個別に取り扱われます。

株価変動リスクおよび選定リスク

株価変動リスクとは、ファンドの資産が投資される株式の価格が下落するリスクをいい、株価が急激かつ予想外に下落する可能性を含みます。選定リスクとは、ファンドのために投資顧問会社が選定する証券のパフォーマンスが、市場、関連指数または同様の投資目的および投資戦略を有する他の投資者が選定する証券を下回るリスクをいいます。

金利リスク

金利が上昇すると、ファンドが保有する債券の価値は一般的に、下落します。長期のデュレーションを有する債券は、金利の変動の影響を受けやすい傾向があり、通常、短期のデュレーションを有する債券よりも高い変動性を有します。

信用リスク

ファンドの資産は、世界中の企業および政府により発行される債券に投資される場合があります。ファンドが投資する債券の発行体は、支払不能となる可能性があり、かつ、当該発行体は、かかる債券の元利金を支払うことができない可能性があります。

デフォルト・リスク

ファンドが投資する証券の発行体が、元利金の支払いを適時に行わない(デフォルト)リスクがあります。一般に、新興国市場の債券の場合、訴訟、法改正その他政治的事由、発行体企業の事業、一般的経済情勢または発行体の倒産により、発行体の元利金の支払い能力が多大な影響を受けるため、相対的に高いデフォルト・リスクを有します。証券の発行体がデフォルトに陥った場合、ファンドはその投資の全額を失うことがあります。

為替リスク

ファンドが投資する証券およびその他の商品は、通常、ファンドの表示通貨以外の通貨建てです。そのため、外国為替レートの変動は、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼします。ファンドは、金融デリバティブ商品を使用することにより、かかるリスクを軽減することができます(ただし、これは義務ではありません。)

通貨市場における取引量に関するリスク

通貨市場における取引量は、現地市場の閉鎖および該当する通貨の決済機能の不具合等、一定の状況において減少します。かかる状況において、ファンドが投資する通貨の取引が、通常よりも低い価格で実行される可能性があり、当該ファンドのポートフォリオの価値に影響を受ける可能性があります。

新興国市場リスク

ファンドの資産は、新興国市場の証券に投資される場合があります。かかる新興国市場において、法律、司法および規制上のインフラが未発達な可能性があり、現地の市場参加者にとっても、その海外取引相手方にとっても、法的に高い不確実性があります。政治的リスク、経済的リスク、法的リスク、不適切な会計、市場慣行に起因するリスク等、投資者への重大なリスクが存在する市場もあります。

デリバティブ・リスク

効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブ取引が使用される場合があります。デリバティブ商品には、様々なリスクがあります。デリバティブは、その他の金融商品と比べて、より早くより効果的にリスクに対するファンドのエクスポージャーを増減することを可能とします。一般的に、デリバティブは変動性が高く、以下のような重大なリスクを伴います。

信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方が、ファンドに対する債務を履行できなくなるリスクをいいます。

為替リスク

通貨間の為替レートの変動が投資対象の価値に悪影響を与えるリスクをいいます。

レバレッジ・リスク

市場の小さい動きが、価値を大きく変動させるような投資戦略のリスクをいいます。レバレッジを使う投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらす可能性があります。

流動性リスク

売り手が売却したい時期に、または売り手が妥当であると考える価格で、売却することが困難または不可能になるリスクをいいます。

受益証券の価格および受益証券から得られる利益は上昇することも下落することもあること、また投資者は投資額を取り戻せない可能性があることに留意すべきです。

ファンドの投資が成功する、またはその投資目的が達成されるとの保証は一切ありません。投資者は、極端な場合、投資額の全額の損失を被る可能性があることを認識すべきです。

ファンドの投資資産は、市場の価格変動に起因する株価変動リスクおよびその他のリスクにさらされます。受益者は、ファンドが達成する利益、被る損失および負担する費用はすべて当該ファンドの受益者に帰属することに留意すべきです。

リスクに対する管理体制

投資顧問会社である野村アセットマネジメントでは、ファンドのパフォーマンス考査および運用リスクの管理を投資リスク管理に関する委員会を設けて行っています。

投資リスク管理に関する委員会

◆パフォーマンスの考査

パフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

※上記の管理体制は2012年5月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

4.00%

日本国内における申込手数料

4.20%(消費税を含みます。)

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

ファンド証券の買戻しに買戻し手数料は課せられません。

日本国内における買戻し手数料

ファンド証券の換金(買戻し)に買戻し手数料は課せられません。

(3)【管理報酬等】

受託会社報酬

受託会社は、当初設立報酬として5,000米ドルを受領します。受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

2012年7月31日(以下「払込日」といいます。)から(同日を含みます。)2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、受託会社に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻されます。

管理会社報酬

管理会社は、当初設立報酬として5,000米ドルを受領します。管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

払込日から(同日を含みます。)2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、管理会社に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻されます。

投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.35%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領します。

払込日から(同日を含みます。)2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、投資顧問会社に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻されます。

副投資顧問会社報酬

副投資顧問会社は、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.05%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、(投資顧問会社の報酬から、)会計年度ベースで四半期ごとに投資顧問会社により後払いで受領します。

保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

払込日から(同日を含みます。)2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、保管会社に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻されます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.02%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領

する権利を有します。

払込日から（同日を含みます。）2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、管理事務代行会社に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金はまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻されます。

代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の米ドルで計算され、かつ米ドルで支払われる報酬を、ファンドの資産から、会計年度ベースで四半期ごとに後払いで受領する権利を有します。

払込日から（同日を含みます。）2012年11月17日までの期間の当初報酬は、当該期間の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額に基づき日割り計算され、代行協会員に支払われます。各四半期について支払われる報酬は、当該四半期の最終ファンド営業日から60ファンド営業日以内に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

費用

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に支払われる当初設立報酬を含みます。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、3年を超えない期間で償却されます。

マルチ・マネージャー・ファンドから支払われる買戻代金については受益証券の買戻価格の0.30%の金額に相当する買戻手数料（以下「控除買戻手数料」といいます。）が差し引かれるのに対して、ファンドにより支払われる買戻代金についてはそれに相当する買戻手数料は差し引かれませんが、このため、控除買戻手数料は、ファンドの残存受益者により負担されることになります。

マルチ・マネージャー・ファンドの報酬

以下は、マルチ・マネージャー・ファンドの米ドルクラスに対する投資に関連する報酬についての概略です。

マルチ・マネージャー・ファンドの受託会社は、各評価日におけるマルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額の年率0.02%に相当する額の報酬を、マルチ・マネージャー・ファンドの資産から受領します。

マルチ・マネージャー・ファンドの投資顧問会社は、各評価日におけるマルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額の年率0.75%に相当する額の報酬を、マルチ・マネージャー・ファンドの資産から受領します。

マルチ・マネージャー・ファンドの共同投資顧問会社は、各評価日におけるマルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額の年率0.05%に相当する額の報酬を、マルチ・マネージャー・ファンドの資産から受領します。

マルチ・マネージャー・ファンドの保管会社は、各評価日におけるマルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、マルチ・マネージャー・ファンドの資産から受領します。

マルチ・マネージャー・ファンドの管理事務代行会社は、各評価日におけるマルチ・マネージャー・ファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、マルチ・マネージャー・ファンドの資産から受領します。

（５）【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2012年 12月31日まで	2013年 1月1日以後	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	7%	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	3%	5%	5%
合計	10%	10.147%	20.315%	20%

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2012年 12月31日まで	2013年 1月1日以後	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	7%	7.147%	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2012年 12月31日まで	2013年 1月1日以後	2014年 1月1日以後	2038年 1月1日以後
所得税	7%	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	3%	5%	5%
合計	10%	10.147%	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、確定申告を行った場合に限りです。)および上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限りです。)との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

米ドル受益証券および豪ドル受益証券の当初募集

すべてのクラスの受益証券に関する当初募集期間は、2012年7月12日から2012年7月30日(または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定するこれよりも遅い日)までです(以下「当初募集期間」といいます。)。受益証券の各クラスに関して、当該期間中に募集される各受益証券の当初発行価格は、米ドルクラスは1口当たり10米ドル、豪ドルクラスは1口当たり10豪ドルです。

一回の申込注文における投資者一人当たりの最低投資額は受益証券のクラス100口とし、これを超える場合は1口の整数倍または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する受益証券の額もしくは口数とします。ただし、受益証券は整数でのみ発行されます。

4.00%(税抜き)に相当する申込手数料が発生し、販売会社に支払われるものとします。

受益証券の購入申込書は、当初募集期間の最終日の正午(ルクセンブルグ時間)までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。米ドルクラスの支払いは米ドルで行われるものとし、豪ドルクラスの支払いに関しては豪ドルで行われるものとし、払込日に受領されなければなりません。管理会社は、受益証券のクラスの購入注文の全部または一部を拒否する権利を留保し、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができます。

受益証券の継続購入

当初募集期間終了後、受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集されます。当初募集期間終了後の各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領されたファンド営業日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。投資者一人当たりの最低投資額は、各クラスに関して受益証券100口とし、これを超える場合は1口の整数倍または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する受益証券の額もしくは口数とします。ただし、受益証券は、整数でのみ発行されます。販売会社に支払われる4.00%(税抜き)の販売手数料が発生します。

受益証券の購入申込書は、該当するファンド営業日の正午(ルクセンブルグ時間)または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。かかる締切時刻後に受領された申込書は、翌ファンド営業日に受領されたものとみなされます。

各通貨による支払いは、該当するファンド営業日(同日を含みます。)または受託会社はその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時から(同日を含みます。)6ファンド営業日以内に、または6ファンド営業日目が(豪ドル受益証券に関する)メルボルンの銀行の営業日でない場合にはその直後の(豪ドル受益証券に関する)メルボルンの銀行の営業日であるファンド営業日において、受領されなければなりません。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができます。

(注)「適格投資家」とは、() (1933年米国証券法(改正済)に基づき発布されたレギュレーションSのルール902(k)に定義される)「米国人」または(1940年米国投資会社法(改正済)における意味の範囲内における)米国居住者ではない、() (米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される)「非米国人」の定義に該当する、() ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体(ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。)ではない、または() 上記(i)、() もしくは() に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者ではない、あらゆる人、法人または法主体をいいます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込の際は、4.20%(消費税込み)の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準にファンド証券が適合しなくなったときは、日本におけるファンド証券の販売を行うことはできません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券は、払込日以降、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻されます。受益者は、受益証券を買い戻すよう受託会社に要求する買戻し通知を送付することができます。投資者一人当たりの最低買戻額は1口とし、これを超える場合は1

口の整数倍とします。買戻通知は、該当するファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければなりません。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日時点における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。

受益証券の買戻しに関する送金は、該当するファンド営業日および／または受託会社が管理会社と協議の上随時決定することができるその他の日（同日を含む。）から6ファンド営業日以内に、または6ファンド営業日目が（豪ドルクラスに関しては）メルボルンの銀行の営業日でない場合にはその直後の（豪ドルクラスに関しては）メルボルンの銀行の営業日であるファンド営業日において、米ドルクラスに関しては米ドルで、豪ドルクラスに関しては豪ドルで、電信送金によって行われるものとします。

受託会社は、管理会社と協議の上、一切の買戻請求を停止し、拒否し、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができます。

強制買戻し

受益証券が適格投資家でない者によりもしくはかかる者の利益のために保有されている旨、またはかかる保有によってトラストまたはファンドの登録が義務付けられ、租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反する旨を受託会社または管理会社（もしくは代理の管理事務代行会社）が判断した場合、または受託会社または管理会社（もしくはその代理としての管理事務代行会社）が当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用された資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）は、当該受益者に対し、10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての管理事務代行会社）に提出するよう要求する書面による通知を送付することができ、上記が満たされない場合、管理会社は当該受益証券の買戻しおよび消却を実行することができます。

本条に基づいて強制的に買戻されるファンドの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり買戻価格は、当該強制買戻の日またはその直前の日に該当するファンド営業日における当該シリーズ・トラストの受益証券（またはその受益証券のクラス）1口当たり純資産価格です。

（2）日本における買戻し手続等

換金（買戻し）の申込みは、2012年7月31日以降のファンド営業日に取扱います。

午後3時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）単位は、1口単位です。

換金（買戻し）価額は、申込日の翌国内営業日に判明する純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日から起算して5国内営業日目からお受取りいただけます。

日本円の場合、外貨との換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、外貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（3）受益証券の譲渡

受益者は、書面証書によって、自己が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、まず、当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が定める方針を遵守するために受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求する情報または受託会社、管理会社または管理事務代行会社が要求するその他の情報を提出するものとし、管理会社は、受託会社と協議の上、まず、当該譲渡に対する事前の書面による同意を行うものとします。さらに、譲受人は、受託会社または管理会社、販売会社もしくは管理事務代行会社に対して、(i) 受益証券は適格投資家に譲渡されること、(ii) 譲受人は自らの勘定で受益証券を取得すること、および、(iii) 受託会社または管理会社がそれぞれの裁量で要求するその他の事項に関して、書面で表明を行うことが要求されません。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、すべての譲渡証書に譲渡人および譲受人が署名することを要求します。譲渡人は、譲渡が登録され、かつ譲受人の氏名が受益証券に関して受益者名簿に受益者として記入されるまで、引き続き受益者であるものとみなされ、また、譲渡の対象である受益証券に対する権利を有するものとみなされるものとします。受託会社または管理会社が譲渡証書の原本および上記の情報を受け取るまで譲渡は登録されません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、譲渡または強制買戻しの対象となります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産価格の計算

評価

ファンドの純資産価格は、払込日または受託会社（またはこれを代理する管理事務代行会社）が投資顧問会社と協議した

上で随時決定するその他の日に開始する各ファンド営業日に計算されます。

ファンドの純資産総額は、午前10時頃(ルクセンブルグ時間)の為替を適用して、ファンドの資産価値を算出し、ファンドの負債を控除することで、受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)によって、各ファンド営業日に計算されます。株式およびその他の資産に関しては直近で入手することができる価格を用います。

ファンドの純資産総額は、特定のクラスに帰属する資産および負債が当該クラスの保有者のみにより実際に負担され、他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)が定める合理的な配分方法に基づき、各クラス間で配分されます。ファンドの純資産価格は米ドルで計算されるものとし、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額は、該当するファンド営業日におけるルクセンブルグ時間の午前10時頃の為替レートで豪ドルに換算されるものとします。

各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、特定のファンド営業日において当該クラスに帰属するファンドの純資産総額を、該当するファンド営業日における当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されるものとします。

各ファンド営業日における純資産価格は、原則として、日本の翌ファンド営業日の午前7時30分(東京時間)までに受益者および投資顧問会社が入手可能となります。

受益証券1口当たり純資産価格の端数は、小数点第2位までに四捨五入します。

純資産価格の決定

受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、ファンドの純資産価格を、各ファンド営業日において、ファンドの表示通貨で計算するものとします。

純資産総額は、該当するファンドの受益証券の特定のクラスに帰属する資産および負債が当該受益証券の保有者のみにより実際に負担され、当該ファンドの受益証券の他のクラスの保有者により負担されないことを確保するために、受託会社が定める合理的な配分方法に基づき、当該ファンドの発行済受益証券の様々なクラス間で配分されます。ファンドの基準通貨以外の通貨(以下「外国通貨」といいます。)で表示されるファンドの受益証券の各クラスに帰属する純資産総額は、ファンド営業日に適用される、受託会社が決定する為替レートで外国通貨に換算されるものとします。外国通貨建てのかかるファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する(外国通貨に換算された)当該純資産総額を、当該ファンドの受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。ファンドの表示通貨と同一の通貨で表示されるかかるファンドの受益証券のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに帰属する純資産総額の一部を、当該ファンドの受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

受託会社はその裁量によりその他の方法を決定しない限り、ファンドの資産は入手可能な最新の価格、つまり国際的な値付け業者から得た入手可能な最新の表示価格で、以下のとおり評価されます。

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価されます。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられます。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価されます。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価されます。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができます。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価されます。
- (e) 満期までの残存期間が60日以下の短期投資対象は、償却減価によるか、満期の61日前の日における市場価格および額面金額の差額を償却することにより、評価することができます。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価されます。
- (g) その他の資産に関しては、管理事務代行会社が、当該資産の公正価格を表すものとして適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に従って決定する金額または別途誠実に決定する金額で評価されます。外国通貨建ての価額は、関連するファンドの表示通貨の入手可能な最新の仲値で、または管理事務代行会社が誠実に決定することができるその他の価格で、関連するファンドの表示通貨に換算されるものとします。

受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)による純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格のすべての決定は、受託会社(またはこれを代理する管理事務代行会社)の授権された役員または代表者によって保証され、悪意または明らかな誤りがない限り、かかる保証はすべてのかかるファンドの受益者について最終的かつ決定的なものとします。悪意または明らかな誤りがない限り、受託会社は、第三者が受託会社に提供した評価に依拠する純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の計算の誤りについて一切責任を負わないものとします。受託会社は、公認の価格情報源、評価代理人、サブ・マネージャーまたはその他の第三者が受託会社に提供した評価に依拠する場合、明らかな誤りがない限り絶対的な保

護を受けるものとし、

純資産価格の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議した上で、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算、受益証券の発行・買戻しを停止し、または買戻代金の支払を延期することができます。

- (1) ファンドの投資対象の大部分が上場、値付け、取引もしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている場合、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている場合。
- (2) ファンドの投資対象の売却が現実的でない場合、またはその売却がファンドの受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (3) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段が使用不能となる、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (4) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、適正な価格または適正な為替レートで行うことができないであろうと管理会社が判断する場合。

管理会社は受託会社と協議した上で、または、受託会社は管理会社と協議した上で、受益者名簿に記載されるすべての受益者に対して、実務上可能な限り速やかに当該停止を書面で通知するものとし、また、当該停止が終了した時点で受益者に対して速やかに通知するものとし、

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、2012年7月31日から2016年11月17日（当日がファンド営業日でない場合は、その直前のファンド営業日）ですが、後記「(5) その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年11月17日に終了します。ファンドの第1期の年次報告書は2012年11月17日に終了する期間に対して作成されます。

(5) 【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの解散

ファンド

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い終了しない限り、

() 2016年11月17日または受託会社が投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

() 払込日から3年経過後、すべてのクラスの受益証券の純資産総額の合計が50,000,000米ドル（または相当額）を下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

終了されます。

受益証券のクラス

受益証券のクラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が（米ドルクラスについて）50,000,000米ドルまたは（豪ドルクラスについて）50,000,000豪ドルを下回った場合、投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により終了されます。

信託証書の変更等

信託証書第40条に従い、受託会社および管理会社は、受益者に対して10日以上前の書面による通知を行うことにより（受益者は、かかる通知を放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最善の利益になると考える方法およびその範囲において、補遺信託証書により、信託証書の規定について変更、修正、改正または追加を行う権利を有します。受託会社が、受託会社の意見において、かかる変更、修正、改正または追加（以下「変更等」といいます。）が、() 当該時に存在している受益者の利益を著しく侵害せず、受託会社もしくは管理会社を受益者に対する責任から実質的に免責することなく、かつ、シリーズ・トラストの資産から支払われるべき経費および手数料（当該補遺信託証書に関連して生じる経費、手数料

料、報酬および費用を除きます。)の金額を増加させることにならず、()財務上の、法的なもしくは公的な要件(法的拘束力を有するか否かを問いません。)を遵守するために必要であり、または、()明らかな誤りを正すために必要である旨書面により証明する場合、かかる変更等は、受益者による承認を必要としません。いかなる変更等も、受益者に対して、その受益証券に関する追加の支払いを行ったり、その受益証券に関する債務を引き受ける義務を課すものであってはなりません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることによりいつでも終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

() 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

() 残余財産分配請求権

ファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

() 議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

(2)【為替管理上の取扱い】

2012年6月26日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益計算書】

該当事項はありません。

(3)【投資有価証券明細表等】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名称 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社または管理会社は、

(a) 信託証書の規定に基づき要求された場合、

(b) (受益者総会の場合) トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

(c) (シリーズ・トラストの受益者総会の場合) 当該シリーズ・トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

(d) (受益証券のクラスまたはシリーズの総会の場合) 当該クラスまたはシリーズの発行の時点において受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(ニ) 受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、一般的に与えることは予定されておりません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2012年4月末日現在)

2012年4月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロです。
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 管理会社の機構(2012年4月末日現在)

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成されます。

取締役	須藤 光一
取締役	臼杵 肇
取締役	増田 和昭

投資運用の意思決定は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社に委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセット・マネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社が運用しているファンドは本書記載のファンドのみです。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2012年5月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=97.62円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2011年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注記	2011年3月31日		2010年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産	5	1,707	167	1,739	170
流動資産					
銀行預金		6,341,639	619,071	4,016,760	392,116
未収受託および運用報酬		2,242,171	218,881	1,071,673	104,617
		<u>8,585,517</u>	<u>838,118</u>	<u>5,090,172</u>	<u>496,903</u>
流動負債					
未払費用(1年以内に期限が到来するもの)		18,000	1,757	37,963	3,706
		<u>18,000</u>	<u>1,757</u>	<u>37,963</u>	<u>3,706</u>
純資産合計		<u>8,567,517</u>	<u>836,361</u>	<u>5,052,209</u>	<u>493,197</u>
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	48,810	500,000	48,810
繰越利益	4	-	-	-	-
当期利益		8,067,517	787,551	4,552,209	444,387
株主資本合計		<u>8,567,517</u>	<u>836,361</u>	<u>5,052,209</u>	<u>493,197</u>

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

(2)【損益計算書】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2011年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注記	2011年3月31日に 終了した年度		2010年3月31日に 終了した年度	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
収益：					
受託および運用報酬	1	8,258,938	806,238	4,788,498	467,453
預金金利	8	15,388	1,502	31,455	3,071
その他の収益		343	33	-	-
実現為替差益		-	-	18,718	1,827
投資に係る未実現利益		-	-	82	8
		8,274,669	807,773	4,838,753	472,359
費用：					
営業費用		149,688	14,613	121,515	11,862
実現為替差損		57,432	5,607	-	-
投資に係る未実現損失		32	3	-	-
その他の費用		-	-	165,029	16,110
		207,152	20,222	286,544	27,972
当期純利益		8,067,517	787,551	4,552,209	444,387

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

財務諸表注記

2011年3月31日に終了した年度

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー(以下「当社」という。)は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド投資管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの完全所有子会社である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対し、受託および運用サービスを提供し、受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、取得原価法に基づき作成されている。

取締役会が適用した重要な会計方針は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計記録をユーロ(EUR)建てで記録しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書において認識される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

受託および運用報酬

受託および運用報酬は発生主義で計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

3. 株式資本

発行済みおよび全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの登録株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越利益

	繰越利益 (ユーロ)
2009年3月31日現在残高	17,427,644
前期利益	3,371,243
宣言された配当	(20,798,887)
2010年3月31日現在残高	-
2010年3月31日現在残高	-
前期利益	4,552,209
宣言された配当	(4,552,209)
2011年3月31日現在残高	-

2011年3月16日、当社の取締役会は総額4,552,209ユーロの配当の宣言および支払いを承認した。

5. 金融資産

金融資産は、投資ファンドの受益証券/株式への投資で構成され、低価法で計上されている。
金融資産の変動の要約は以下の通りである。

	2011年3月31日 (ユーロ)
取得原価:	
期首残高	1,739
期中の取得	-
期中の売却	-
期末残高	1,739
価格調整:	
期首残高	-
当期価格調整	(32)
期末残高	(32)
期末の正味価値	1,707
期末の市場価値	1,890

6. 法人税等

当社は、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除する旨の合意をケイマン諸島政府から受け取っている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2011年3月31日現在における当該資産残高は約54,950百万ユーロ(2010年:7,096百万ユーロ)である。

8. 関連当事者間取引

当社はノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(ルクセンブルグで設立)によって完全に所有されている。当社の最終的な親会社は、東京にある野村ホールディングス・インクである。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーとの間で行われている。これらには、当座勘定取引および外国為替取引が含まれる。

2011年3月31日に終了した年度において、当座勘定の利息は15,388ユーロであった(2010年:31,455ユーロ)。適用金利は市場における短期預金金利から関連当事者ではない顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いて算出されている。

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY
Balance Sheet at March 31, 2011
 (expressed in Euro)

	Notes	March 31, 2011	March 31, 2010
		EUR	EUR
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets	5	1,707	1,739
CURRENT ASSETS			
Cash at banks		6,341,639	4,016,760
Trustee and Management fees receivable		<u>2,242,171</u>	<u>1,071,673</u>
		<u>8,585,517</u>	<u>5,090,172</u>
CURRENT LIABILITIES			
Accrued expenses (becoming due and payable within one year)		<u>18,000</u>	<u>37,963</u>
		<u>18,000</u>	<u>37,963</u>
Total Net Assets		<u>8,567,517</u>	<u>5,052,209</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	3	500,000	500,000
Profit brought forward	4	--	--
Profit for the year		<u>8,067,517</u>	<u>4,552,209</u>
Total shareholders' equity		<u>8,567,517</u>	<u>5,052,209</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2011
(expressed in Euro)

	<i>Notes</i>	<i>Year ended March 31, 2011</i>	<i>Year ended March 31, 2010</i>
		<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
INCOME			
Trustee and Management fees	1	8,258,938	4,788,498
Interest on deposits	8	15,388	31,455
Other income		343	--
Realised gain on foreign exchange		--	18,718
Unrealised gain on investments		--	82
		<u>8,274,669</u>	<u>4,838,753</u>
EXPENSES			
Operating expenses		149,688	121,515
Realised loss on foreign exchange		57,432	--
Unrealised loss on investments		32	--
Other expenses		--	165,029
		<u>207,152</u>	<u>286,544</u>
Profit for the year		<u>8,067,517</u>	<u>4,552,209</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2011****Note 1 - General**

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 - Summary of significant accounting policies*Basis of preparation*

The annual accounts of the Company are prepared based on the historical cost convention in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its annual accounts are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income is recorded on an accruals basis.

Trustee and Management fees

Trustee and Management fees are recorded on an accruals basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 - Share capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2011 (continued)

Note 4 – Profit brought forward

	Profit brought forward
	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2009	17,427,644
Previous year's profit	3,371,243
Dividends declared	<u>(20,798,887)</u>
Balance as at March 31, 2010	<u>---</u>
Balance as at March 31, 2010	---
Previous year's profit	4,552,209
Dividends declared	<u>(4,552,209)</u>
Balance as at March 31, 2011	<u>---</u>

On March 16, 2011, the Board of Directors of the Company approved the declaration and payment of dividends amounting to EUR 4,552,209.

Note 5 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds carried at lower of cost or market value. Movements in financial assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2011 EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,739
acquisitions during the year	--
disposals during the year	<u>---</u>
at the end of the year	<u>1,739</u>
Value adjustments	
at the beginning of the year	--
value adjustments for the year	<u>(32)</u>
at the end of the year	<u>(32)</u>
Net value at the end of the year	<u>1,707</u>
Market value at the end of the year	<u>1,890</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2011 (continued)****Note 6 - Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 - Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 54,950 million as at March 31, 2011 (2010: EUR 7,096 million).

Note 8- Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 15,388 for the year-ended March 31, 2011 (2010: EUR 31,455). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】**(1) 定款の変更**

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

2012年6月26日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)

資本金の額

2012年4月末日現在、600,000ユーロ(約5,857万円)です。

(注)ユーロの円換算は、2012年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=97.62円)によりま

す。

事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の規定に基づき事業を行う認可を得ています。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

資本金の額

2012年4月末日現在、資本金の額は、28,000,000ユーロ(約27億3,336万円)です。

事業の内容

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2012年4月1日現在、171億8,035万円です。

事業の内容

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

(4) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「副投資顧問会社」)

資本金の額

2012年4月末日現在、4億円です。

事業の内容

「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

(5) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

資本金の額

2012年4月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2012年4月末日現在、日本国内に179の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)

ファンドに関する受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

ファンドに関する投資顧問業務を行います。

(4) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「副投資顧問会社」)

ファンドに関する副投資顧問業務を行います。

(5) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

日本におけるファンドの受益証券の販売業務・買戻しの取次業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

(1) マスター・トラスト・カンパニー(「受託会社」)

マスター・トラスト・カンパニーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社および野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社の親会社です。

(2) ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社および野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社の親会社です。

(3) 野村アセットマネジメント株式会社(「投資顧問会社」)

野村アセットマネジメント株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社およびノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

(4) 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「副投資顧問会社」)

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村証券株式会社、野村アセットマネジメント株式会社およびノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

(5) 野村証券株式会社(「代行協会員」および「販売会社」)

野村証券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村アセットマネジメント株式会社、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社およびノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エーの直接的または間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反してお

り、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託

設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いましくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いましくはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いましくはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2010年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いましくはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり(管理する投資信託の数による)、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2011年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
 - (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
 - (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
 - (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2011年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行ななければならない。
 - (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
 - (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない)。
 - (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
 - (i) 株式の買戻しも認められる。
 - (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社

が支払能力を有しなければならない。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2009年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために(受益者と称する。)投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2011年改訂)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法(2011年改訂)により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2011年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。

- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、上記第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 上記第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、下記第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 上記第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
 - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 上記第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
 - (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること

- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが上記第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 上記第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 上記第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 上記第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 上記第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 上記第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 上記第7.9(d)項もしくは第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が上記第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する上記第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法(2011年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、上記第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが上記第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または上記第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが上記第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが上記第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、上記第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に

要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

- 8.4 何人でも、上記第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 上記第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグラントコートに申立てをすることができ、グラントコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合、
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、下記第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 上記第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 上記第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが上記第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グラントコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 上記第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 上記第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 上記第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 上記第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する上記第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法(2011年改訂)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが上記第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが上記第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2009年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および上記9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 上記9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係(保護)法(2009年改訂)、犯罪収益に関する法律(2008年)または薬物濫用法(2010年改訂)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改訂)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行業社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2010年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2010年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2009年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2011年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:上記第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配

される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命等が含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること

（ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

（ ）本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること

（ ）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること

（ ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関

して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命ことができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - () 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価格を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則お

よび価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されません。

第5【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://info.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載
 - ・「受益者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む事があります。ファンド信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
 - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせ下さい。）」との記載
- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「当社」という。）の添付の2010年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、並びに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った

本報告書は、主体としての取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、当社および主体としての取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に対する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任がある。当該責任には、不正または誤謬による重要な虚偽記載のない財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制の整備、実行および維持、適切な会計方針の選定および適用、ならびにその状況下において合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の数値および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に当社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、当該財務諸表は、2010年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(署名)

2010年4月15日

[次へ](#)

ERNST & YOUNG

Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Comana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY 1-1106
Cayman Islands
Tel: + 1 345 949 8444
Fax: + 1 345 949 8529
www.ey.com

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying balance sheet of Global Funds Trust Company (the “Company”) as at March 31, 2010, and the related profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Managements is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

Auditors' Responsibility (continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

April 15, 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

(翻訳)

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「当社」という。）の添付の2011年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記の監査を行った

本報告書は、主体としての取締役会に対してのみ発行されている。我々の監査業務は、監査報告書において取締役会に対して伝達すべき事項を記載することのみを目的として実施された。法律で許容されている最大の範囲において、我々は、我々の監査業務、本報告書、又は我々の表明する意見について、当社および主体としての取締役会以外の者に対して責任を負わない。

財務諸表に関する経営陣の責任

経営陣には、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って財務諸表を作成し、公正な表示を行う責任、および不正または誤謬による重要な虚偽記載のない財務諸表を作成するために経営陣が必要と判断した内部統制に関する責任がある。

会計監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいてこれらの財務諸表について意見を表明することにある。我々は、国際監査基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、我々が倫理要件に準拠し、財務諸表に重要な虚偽の記載がないかどうかについて合理的な保証を得るための監査を計画し、実施することを要求している。

監査には、財務諸表の数値および開示に関する監査証拠を得るための手続の実施が含まれている。手続は、我々の判断によって選定され、不正または誤謬による財務諸表の重要な虚偽記載のリスクの評価が含まれている。監査人は、それらのリスク評価を行う際に当社の財務諸表の作成および公正な表示に関する内部統制を考慮しているが、これはその状況下において適切な監査手続を選定するためであり、当社の内部統制の有効性に関して意見を表明するためではない。また監査には、経営陣により採用された会計方針の妥当性、および経営陣の行った会計上の見積りの合理性を検討すること、ならびに財務諸表全体の表示を検討することが含まれている。

我々が得た監査証拠は、我々の意見表明のために十分かつ適切な基礎を提供していると判断している。

監査意見

我々の意見では、当該財務諸表は、2011年3月31日現在のグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーの財政状態および同日に終了した年度の業績をルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従って適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド(署名)

2011年5月16日

[次へ](#)

ERNST & YOUNG

Ernst & Young Ltd.
62 Forum Lane
Comana Bay
P.O. Box 510
Grand Cayman KY 1-1106
Cayman Islands
Tel: + 1 345 949 8444
Fax: + 1 345 949 8529
www.ey.com

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

We have audited the accompanying balance sheet of Global Funds Trust Company (the “Company”) as at March 31, 2011, and the related profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

This report is made solely to the directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Managements is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

Auditors' Responsibility (continued)

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Funds Trust Company as at March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

March 16, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。